

一 営業停止の期間中に行えない行為

- 1 新たな建設工事の請負契約の締結（仮契約等に基づく本契約の締結を含む。）
- 2 処分を受ける前に締結された請負契約の変更であって、工事の追加に係るもの（工事の施工上特に必要があると認められるものを除く。）
- 3 前2号及び営業停止期間満了後における新たな建設工事の請負契約の締結に関連する入札、見積り、交渉等
- 4 営業停止処分に地域限定が付されている場合にあつては、当該地域内における前各号の行為
- 5 営業停止処分に業種限定が付されている場合にあつては、当該業種に係る第1号から第3号までの行為
- 6 営業停止処分に公共工事に係る限定が付されている場合にあつては、当該工事に係る第1号から第3号までの行為

二 営業停止の期間中でも行える行為

- 1 建設業許可、経営事項審査、入札の参加資格審査の申請
- 2 処分を受ける前に締結された請負契約に基づく建設工事の施工
- 3 施工の瑕疵に基づく修繕工事等の施工
- 4 アフターサービス保証に基づく修繕工事等の施工
- 5 災害時における緊急を要する建設工事の施工
- 6 請負代金等の請求、受領、支払い等
- 7 企業運営上必要な資金の借入れ等

* 上記の行為には、法第3条に規定する政令で定める軽微な建設工事（1件の請負代金の額が500万円未満（建築一式工事にあつては、請負代金の額が1,500万円未満又は延べ面積が150㎡未満の木造住宅工事）となる工事）も含まれる。

(別表2)

○許可業者（法別表第1に規定する工事に係る1以上の業種について、法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者）の処分基準

原則として下表のとおり処分することとする。

なお、情状により必要な加重・減軽措置を行う。

処分事由	処分事由の内訳	該当処分
1 建設業者の業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（公契約関係競売等妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反） ＊法第28条第1項2号又は3号該当 ＊内訳に規定する者には、刑に処せられた時点で辞任又は退職している者も含む	a 法人、法人の代表権のある役員等、個人が刑に処せられたとき（禁錮以上の刑の場合、在任中の法人の代表権のある役員等、個人を除く。）	営業停止 1年
	b 法人の代表権のない役員等、支店長・支配人等政令で定める使用人が刑に処せられたとき（禁錮以上の刑の場合、在任中の者を除く。）	営業停止 120日
	c 法人の役員等、個人、支店長・支配人等政令で定める使用人以外の当該建設業者の職員が刑に処せられたとき	営業停止 60日
	d 法人、個人に独占禁止法に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令の確定があったとき（独占禁止法第7条の2第18項に基づく通知を受けた場合を含む。）	営業停止 30日
2 虚偽申請 ＊法第28条第1項2号該当	a 公共工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をしたとき、その他公共工事の入札及び契約手続について不正行為を行ったとき（下記c、eに規定される場合を除く。）	営業停止 15日
	b 上記処分事由が故意又は重過失によらない場合	指 示
	c 完成工事高の水増し等の虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたとき	営業停止 30日
	d 上記処分事由が故意又は重過失によらない場合	指 示
	e 上記cの場合において、平成20年国土交通省告示第85号第一の四の5の（一）に規定する監査の受審状況において加点され、かつ、監査の受審の対象となった計算書類、財務諸表等の内容に虚偽があったとき	営業停止 45日
	f 上記処分事由が故意又は重過失によらない場合	指 示

処分事由	処分事由の内訳	該当処分
3 一括下請負等 * 法第 28 条第 1 項 4 号該当	a 建設業者が法第 22 条の規定に違反したとき	営業停止 15日
	b 上記処分事由のうち、元請負人が施工管理等について契約を誠実に履行しない場合等、建設工事を他の建設業者から一括して請け負った建設業者に酌量すべき情状があるとき	指 示
	c 建設業者が法第 26 条の 3 第 9 項の規定に違反したとき	営業停止 15日
4 主任技術者等の不設置等 * 法第 28 条第 1 項 本文又は 2 号又は 5 号該当	a 法第 26 条の規定に違反して、主任技術者又は監理技術者を置かなかつたとき（資格要件を満たさない者を置いたときを含み、法第 26 条の 3 第 1 項の規定により特定専門工事の下請負人が主任技術者を置くことを要しないとされているときを除く。）	営業停止 15日
	b 上記処分事由が故意又は重過失によらない場合	指 示
	c 主任技術者又は監理技術者が法第 26 条第 3 項又は同法第 26 条の 3 第 6 項第 2 号に規定する専任義務に違反したとき	指 示
	d 上記処分事由に係る指示処分に従わないとき	営業停止 7日
	e 主任技術者又は監理技術者が工事の施工の管理について著しく不相当であり、かつ、その変更が公益上必要であると認定の上、当該技術者の変更について書面勧告を行ったにもかかわらず、勧告に従わないとき	指 示
	f 上記処分事由に係る指示処分に従わないとき	営業停止 7日
	g 上記 a の場合において、技術検定の受検又は監理技術者資格者証の交付申請に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって、不正に資格又は監理技術者資格者証を取得した者を主任技術者又は監理技術者として工事現場に置いていた場合	営業停止 30日
5 粗雑工事等による重大な瑕疵 * 法第 28 条第 1 項 2 号該当	a 施工段階での手抜きや粗雑工事を行ったことにより、工事目的物に重大な瑕疵が生じたとき	営業停止 15日
	b 該当建設業者が自主的かつ速やかに民法第 634 条に規定する瑕疵補修義務を履行するなど、上記処分事由に情状の余地がある場合	指 示
	c 上記 a の場合において、低入札価格調査が行われた工事である場合	営業停止 30日
6 施工体制台帳等の不作成 * 法第 28 条第 1 項 2 号該当	a 法第 24 条の 8 に規定する施工体制台帳又は施工体系図を作成せず、又は虚偽の施工体制台帳又は施工体系図の作成を行ったとき	営業停止 7日
	b 上記処分事由が故意又は重過失によらない場合	指 示

処分事由	処分事由の内訳	該当処分
7 無許可業者等と の下請契約 * 法第28条第1項 6号又は7号又は 8号該当	a 情を知って、元請又は下請の立場で、法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む者と下請契約を締結したとき	営業停止 7日
	b 情を知らずに、上記処分事由に該当する場合	指 示
	c 情を知って、下請の立場で、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が法第3条第1項2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結したとき	営業停止 7日
	d 情を知らずに、上記処分事由に該当する場合	指 示
	e 情を知って、元請又は下請の立場で、営業の停止（又は禁止）処分を受けた者と当該停止（又は禁止）されている営業の範囲に係る下請契約を締結したとき	営業停止 7日
8 無許可営業 * 法第28条第1項 2号該当	a 法第3条第1項及び第2項の規定に違反して、許可を受けた建設業の業種以外の業種に該当する工事を請け負ったとき	営業停止 7日
	b 上記処分事由で情状の余地があるとき	指 示
	c 発注者から直接請け負った一般建設業者が法第3条第1項2号の規定に違反して、下請代金の額が政令で定める金額以上となる下請契約を締結したとき	営業停止 7日
9 公衆危害 * 法第28条第1項 1号該当	a 建設工事を適切に施工しなかったために、公衆に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより、法人、法人の役員等、個人、支店長・支配人等政令で定める使用人が業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、公衆に重大な危害を及ぼしたと認められる場合（法人の役員等、支店長・支配人等政令で定める使用人は、刑に処せられた時点で辞任又は退職している者も含む。但し、禁錮以上の刑の場合、在任中の者を除く。）	営業停止 7日
	b 上記以外の場合で、危害の程度が軽微であると認められるとき	指 示
	c 建設工事を適切に施工しなかったために、公衆に危害を及ぼすおそれが大であり、直ちに危害を防止する措置を行う旨勧告を行ったにもかかわらず、勧告に従わないとき	指 示
	d 上記処分事由に係る指示処分に従わないとき	営業停止 7日
	e 違反行為が建設資材に起因するものであると認められるとき	指 示

処分事由	処分事由の内訳	該当処分
10 住宅瑕疵担保履行法違反 * 法第28条第1項9号該当	a 建設業者が住宅瑕疵担保履行法第5条の規定に違反したとき	指 示
	b 上記 a の指示処分に従わないとき	営業停止 15日
	c 建設業者が住宅瑕疵担保履行法第3条第1項及び第7条第1項の規定に違反したとき	指 示
	d 上記 c の指示処分に従わないとき	営業停止 7日
11 健康保険法違反、厚生年金保険法違反、雇用保険法違反（健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の未加入の場合に限る。） * 法第28条第1項3号該当	a 健康保険、厚生年金保険又は雇用保険（以下「健康保険等」という。）に未加入であり、かつ、保険担当部局による立入検査を正当な理由がなく複数回拒否する等、再三の加入指導等に従わず引き続き健康保険等に未加入の状態を継続し、健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法に違反していることが保険担当部局からの通知により確認されたとき	指 示
	b 上記処分事由に係る指示処分に従わないとき	営業停止 3日
12 建設業者の業務に関する他法令違反（入札契約適正化法及びこの表に別途規定があるものを除く。） * 法第28条第1項3号該当 * 内訳に規定する者には、刑に処せられた時点で辞任又は退職している者も含む	a 法令違反後辞任した法人の役員等、法令違反後辞任した支店長・支配人等政令で定める使用人が懲役以上の刑に処せられたとき（下記 i に該当する場合を除く）	営業停止 7日
	b 法令違反後辞任した法人の役員等、法令違反後辞任した支店長・支配人等政令で定める使用人が禁錮刑に処せられたとき（下記 j に該当する場合を除く）	営業停止 3日
	c 法第8条8号に規定する他法令違反で、法令違反後辞任した法人の役員等、法令違反後辞任した支店長・支配人等政令で定める使用人が罰金刑に処せられたとき	営業停止 3日
	d 法第8条8号に規定する以外の他法令違反で、法人、法人の役員等、個人、支店長・支配人等政令で定める使用人が罰金以下の刑に処せられたとき	指 示
	e 法第8条8号に規定する他法令違反で、法人、法人の役員等、個人、支店長・支配人等政令で定める使用人が拘留・科料の刑に処せられたとき	指 示
	f 法人、法人の役員等、個人、支店長・支配人等政令で定める使用人が他法令違反に基づく行政処分を受けたとき	指 示
	g 建築基準法の違反で建設資材に起因するものであると認められるとき	指 示
	h 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律違反で同法第34条第2項の規定により、特定賃貸借契約の締結について勧誘を行うことを停止すべき命令を受けたとき	営業停止 3日
	i 上記 a の場合で、宅地造成及び特定盛土等規制法違反、廃棄物処理法違反であるとき	営業停止 15日
	j 上記 b の場合で、宅地造成及び特定盛土等規制法違反、廃棄物処理法違反であるとき	営業停止 7日

処分事由	処分事由の内訳	該当処分
13 その他の不正行為で法第28条第1項各号の一に該当するもの	a 社会通念上悪質と判断される場合（故意又は重過失による場合、情状の余地がない場合等）又は該当処分事由に係る指示処分に従わないとき（この表に別途規定があるものを除く。）	営業停止 * 日数は個別に決定する
	b 上記以外の場合	指示
14 不正行為の情状が特に重い場合又は営業停止違反 * 法第29条第1項8号該当	a 不正行為が法第28条第1項各号の一に該当し、情状が特に重い場合（営業停止処分を受けた建設業者が当該営業停止期間の満了後3年（独占禁止法第3条違反に限り10年）を経過するまでの間に同種の不正行為を繰り返して行った場合等、その他社会通念上特に悪質と判断される場合）	許可の 取消
	b 営業停止違反（営業停止期間中に禁止されている行為を行った場合）	許可の 取消
15 その他の不正行為で法第28条第1項本文に該当するもの	a 法第28条第1項各号の一に該当する場合を除き、法の規定（第19条の3、第19条の4、第19条の5、第24条の3第1項、第24条の4、第24条の5並びに第24条の6第3項及び第4項を除き、入札契約適正化法第15条第1項の規定により読み替えて適用される第24条の8第1項、第2項及び第4項を含む。）、入札契約適正化法第15条第2項若しくは第3項の規定又は履行確保法第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項若しくは第10条第1項の規定に違反する不正行為を行ったときで、行政指導では建設業者の自主的な改善等が見込めない場合（例えば、法第11条に規定する変更等の届出を行わない場合、法第40条に規定する標識を掲示しなかった場合等を指す。）	指示
	b 上記処分事由に係る指示処分に従わないとき	営業停止 3日
16 著しく短い工期違反 * 法第19条の5該当	a 注文者が建設業者であって、通常必要と認められる期間に比べ著しく短い期間を工期とした下請契約を締結した場合において、当該建設業者に対して必要な勧告を行ったにもかかわらず、正当な理由がなく勧告に従わないとき	指示

(別表3)

○無許可業者（法別表第1に規定する工事に係る全ての業種について、法第3条第1項の許可を受けないで建設業を営む者）の処分基準

原則として下表のとおり処分することとする。

なお、情状により必要な加重・減輕措置を行う。

処分事由	処分事由の内訳	該当処分
1 契約締結の過程に関する法令違反（刑法違反（詐欺罪）、特定商取引に関する法律違反） ＊法第28条第2項2号該当 ＊内訳に規定する者には、刑に処せられた時点で辞任又は退職している者も含む	a 法人、法人の代表権のある役員等、個人が刑法違反（詐欺罪）に係る刑に処せられたとき	営業停止 90日
	b 法人の代表権のない役員等、支店長・支配人等政令で定める使用人が刑法違反（詐欺罪）に係る刑に処せられたとき	営業停止 60日
	c 法人の役員等、個人、支店長・支配人等政令で定める使用人以外の当該建設業を営む者の職員が刑法違反（詐欺罪）に係る刑に処せられたとき	営業停止 30日
	d 法人の役員等、個人、支店長・支配人等政令で定める使用人が特定商取引に関する法律違反に係る懲役以上の刑に処せられたとき	営業停止 7日
	e 法人の役員等、個人、支店長・支配人等政令で定める使用人が特定商取引に関する法律違反に係る禁錮刑に処せられたとき	営業停止 3日
	f 法人、法人の役員等、個人、支店長・支配人等政令で定める使用人が特定商取引に関する法律違反に係る罰金以下の刑に処せられたとき	指 示
	g 法人、個人が特定商取引に関する法律第7条（訪問販売）、第14条（通信販売）、第22条（電話勧誘販売）、第38条（連鎖販売取引）、第46条（特定継続的役務提供）、第56条（業務提供誘引販売取引）に規定する行政処分（指示処分）を受けたとき	指 示
	h 法人、個人が特定商取引に関する法律第8条第1項（訪問販売）、第15条第1項（通信販売）、第23条第1項（電話勧誘販売）、第39条第1項（連鎖販売取引）、第47条第1項（特定継続的役務提供）、第57条第1項（業務提供誘引販売取引）に規定する行政処分（業務等の停止命令）を受けたとき	指 示
2 粗雑工事等による重大な瑕疵 ＊法第28条第2項2号該当	a 施工段階での手抜きや粗雑工事を行ったことにより、工事目的物に重大な瑕疵が生じたとき	営業停止 7日
	b 該当建設業を営む者が自主的かつ速やかに民法第634条に規定する瑕疵補修義務を履行するなど、上記処分事由に情状の余地がある場合	指 示

処分事由	処分事由の内訳	該当処分
3 無許可営業 * 法第28条第2項 2号該当	a 法第3条第1項及び政令第1条の2第1項の規定に違反し、無許可で1件の請負代金の額が500万円以上（建築一式工事にあつては、請負代金の額が1,500万円以上又は延べ面積が150㎡以上の木造住宅工事）となる工事を請け負ったとき（同一の建設業を営む者が工事の完成を2以上の契約に分割して請け負った場合は、各契約の請負代金の合計額をもって判断額とする。）	営業停止 7日
4 公衆危害 * 法第28条第2項 1号該当	a 建設工事を適切に施工しなかったために、公衆に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより、法人、法人の役員等、個人、支店長・支配人等政令で定める使用人が業務上過失致死傷罪等の刑に処せられた場合で、公衆に重大な危害を及ぼしたと認められる場合（法人の役員等、支店長・支配人等政令で定める使用人は、刑に処せられた時点で辞任又は退職している者も含む。）	営業停止 7日
	b 上記以外の場合で、危害の程度が軽微であると認められるとき	指 示
	c 建設工事を適切に施工しなかったために、公衆に危害を及ぼすおそれが大であり、直ちに危害を防止する措置を行う旨勧告を行ったにもかかわらず、勧告に従わないとき	指 示
	d 上記処分事由に係る指示処分に従わないとき	営業停止 7日
	e 違反行為が建設資材に起因するものであると認められるとき	指 示
5 その他の不正行為で法第28条第2項各号の一に該当するもの	a 社会通念上悪質と判断される場合（故意又は重過失による場合、情状の余地がない場合等）又は該当処分事由に係る指示処分に従わないとき（この表に別途規定があるものを除く。）	営業停止 *日数は個別に決定する
	b 上記以外の場合	指 示